

## 共同企業体取扱要領

(昭和62年扶桑町要領)

(平成8年3月29日要領第1号)

(平成14年5月29日訓令第26号)

(令和3年9月16日訓令第9号)

(趣旨)

第1条 この要領は、扶桑町の発注する建設工事について、地元中小建設業者等による共同請負を推進し、もって、その施工技術・能力の増大を図るとともに確実かつ円滑な施工を確保し、品質に優れる建築物等を建設するため、結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経常建設共同企業体 実施する建設工事が特定されず、年間を通じて有効な共同企業体
- (2) 特定建設工事共同企業体 実施する建設工事ごとに結成する共同企業体  
(審査機関)

第3条 入札資格を有する者が結成する経常建設共同企業体は、扶桑町競争入札資格審査事務取扱規程（平成2年訓令第1号）第2条に規定する扶桑町競争入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）が審査決定する。

(対象工事)

第4条 共同企業体を参加の対象とできる工事は、設計金額が6,000万円以上の建設工事とする。ただし、町長が特に必要と認めた工事については、設計金額6,000万円未満の工事についても対象工事とすることができる。

(共同企業体の組合せ)

第5条 経常建設共同企業体の組合せは、扶桑町内に本店を有する建設業者（以下「町内本店業者」という。）又は扶桑町内に支店若しくは営業所を有する建設業者（以下「町内支店業者」という。）を含む組合せとする。

2 特定建設工事共同企業体の組合せは、原則として次のとおりとし、扶桑町業者指名審査事務取扱要綱（昭和6年扶桑町要綱第6号）第2条に規定する扶桑町業者指名審査会（以下「審査会」という。）が決定する。

- (1) 対象工事が、町内本店業者で施工可能なものは、町内本店業者同士の組

合せとする。

(2) 対象工事が、町内本店業者のみでは施工が困難とされるものは、町内本店業者と町内支店業者との組合せとする。

(3) 対象工事が、前2号の組合せで施工が困難とされるものは、町内本店業者と町内本店業者以外の業者との組合せとする。

(4) 対象工事が、前各号の組合せで施工が困難とされるものは、町内支店業者と町内本店業者以外の業者との組合せとする。

(構成の基準等)

第6条 前条に基づき、共同企業体を構成しようとする建設業者は、扶桑町競争入札資格審査事務取扱規程の基準によって格付された等級の上下2等級以内の建設業者間で構成するものとする。

(構成員の資格)

第7条 共同企業体の構成員は、全て扶桑町の入札参加資格を有するものでなければならない。

(構成員の数)

第8条 共同企業体の構成員の数は、原則として経常建設共同企業体にあっては2者、特定建設工事共同企業体にあっては2者以上4者以下とし、工事ごとに審査会が決定する。

(協定期間)

第9条 経常建設共同企業体の協定期間は、企業体の結成時から当該構成員の入札参加期間内とする。ただし、協定期間満了日に施工中の工事がある場合は、工事完了日を期限とする。

2 特定建設工事共同企業体の協定期間は、企業体の結成時から入札の結果落札した場合は、当該工事が完了し、特定建設工事共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の場合は、入札終了時までとする。ただし、有効期間内に当該工事に係る発注工事がある場合は、これを準用する。

(協定書)

第10条 共同企業体を結成する場合の協定書は次によるものとする。

(1) 経常建設共同企業体の協定書は、様式第1に準ずるものとする。

(2) 特定建設工事共同企業体の協定書は、様式第2に準ずるものとする。

(共同企業体結成の制限)

第11条 共同企業体を結成しようとする者は、次の場合を除き2以上の共同企業体を結成し、資格審査の申請をすることはできないものとする。

- (1) 第2条に規定する共同企業体の種類が異なる場合
- (2) 資格審査を申請する建設業の業種が異なる場合
- (3) 特定建設工事共同企業体で当該建設工事が終了している場合  
(入札参加資格審査申請)

第12条 経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請の時期及び資格の有効期間は、町が別に定める入札参加資格審査の申請の時期及び資格の有効期間とする。

(審査格付)

第13条 経常建設共同企業体の資格審査は、次に掲げる方法により審査格付するものとする。

- (1) 適格性の審査 共同企業体の構成員について、不誠実な行為の有無及び経営状態に関する適格性の審査を行うものとする。
- (2) 客観的事項の審査
  - ア 経営規模 各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和を用いて行うものとする。
  - イ 経営状況 各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。
  - ウ 技術力 各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。
  - エ その他の審査項目（社会性等） 各構成員について算定されるその他の審査項目の評点の平均値によるものとする。

2 経常建設共同企業体の資格格付については、扶桑町競争入札資格審査事務取扱規程の基準によるものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、経常建設共同企業体の格付については委員会が、それ以外の事項については審査会がその都度審議し決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和62年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行期日以前に係る町発注工事について共同企業体を結成し、資格審査を

行ったものについては、この要領に基づいて結成された共同企業体とみなす。

附 則（平成 8 年 3 月 2 9 日要領第 1 号）

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 5 月 2 9 日訓令第 2 6 号）

この訓令は、平成 1 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 1 6 日訓令第 9 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式（省略）